

(様式2)

「鹿嶋市都市計画マスタープラン(案)」に対するご意見の概要とそれに対する鹿嶋市の考え方

	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	国や県、近隣市との都市計画との調整、整合性は図れているか。	国の計画や茨城県(以下「県」)の関係各課、近隣市町村計画との調整を図りながら改定しております。近隣市である神栖市、潮来市、銚田市の都市計画との調整・整合を図るため、また、特に神栖市とは鹿嶋臨海都市計画区域として同一の都市計画区域を形成しているため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める県都市計画課と密に協議調整を行い、本市の都市計画マスタープランの改定業務を進めてきたところです。
2	鹿嶋神宮を中心とした観光対策と地域経済の展望についての記載が内容だが、都市計画の整備と民間事業計画との調整機能はあるのか。	鹿嶋神宮を中心とした観光対策等、地域経済との展望については、「鹿嶋市中心市街地活性化基本計画」を策定しています。今回の計画(案)についても鹿嶋市中心市街地活性化基本計画と整合を図りながら策定をしております。 また、都市計画マスタープランは、市民等の意見を反映しながら策定し、その内容を公表することによって、市民、事業者、行政が将来のまちづくりの方向性を共有し、今後のまちづくりの指針とするものとなります。今後は、この都市計画マスタープランに基づき、民間の事業計画との調整・整合を図っていきます。
3	以前にあった、「市民討議会」のような意見交換提案の機能はどこにあるか。	当初計画策定時(平成10~11年)に開催した「鹿嶋市民まちづくり会議」は今回行っておりませんが、昨年度住民懇談会を計6回実施し、今年度も住民説明会やワークショップ、パブリックコメント等で意見を伺っております。 また、都市計画全般に関するご意見等については、必要であれば「住民懇談会」のような形式で行ってまいりたいと考えておりますが、そのような形でなくとも随時窓口等で伺っております。 なお、本計画(案)P.129にも記載しており

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		<p>ますが、都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づく都市計画提案制度もございますので、今後はそういった制度の周知、活用も推進していきます。</p>
4	<p>人口減少や高齢化社会の進行による社会保障問題などの現在直面している問題に関しても、計画（案）に沿って徐々に実行されれば、鹿嶋市が素晴らしい夢と希望に満ちたものになると思う。</p>	<p>有難うございます。本計画（案）に沿って都市づくりを進めてまいりたいと思います。</p>
5	<p>今回のマスタープランはこれまでと次元を異にする重要なものと認識し、現行のマスタープランから何を継続し、何を修正、何を新たに推進すべきか市民の目に見える形で再構築を行うことが必要ではないか。</p>	<p>従来の都市計画マスタープランとの大きな違いは、人口減少社会への対応と考えております。これまでの都市計画は人口増加を想定しておりましたが、今回の都市計画マスタープランにおいては、大きな方向性として、コンパクト・プラス・ネットワークへの都市構造転換を行っていくことが必要と考えております。</p> <p>現行の都市マス策定後、様々な取組みを進めてきたところでありますが、各施策の達成度については、まだ道半ばという状況でございます。今回の改定作業では、市民の意見反映のための住民懇談会やアンケート調査のほか、ワークショップを開催し、市民の皆様の生活利便機能の状況や意向把握等により課題の整理を行い、将来目標の設定や基本方針などの策定を進めてきたところでございます。また、庁内に策定委員会を設置し、各種施策の検証や進捗状況の確認を行いながら、今後の本市における都市計画として推進すべき事項について検討を行っております。今後も、情報提供を行い、市民の皆様などからの幅広い新たな知見等が反映できるような、改定プロセスとなるよう進めてまいります。</p>
6	<p>全体が総花的で実現困難と思える項目が列記されているように感じる。</p>	<p>都市計画マスタープランは、本市の様々な分野の個別計画と連携・整合を図りつつ将来都市</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		<p>を構想するという性質上、ご指摘のとおり総花的と映ってしまうかもしれません。しかし、本計画のように中・長期的な将来を見据えた「都市づくりの基本的な方針」を定める計画では、将来の都市づくりの方向性を示すという意味でも、必要な事項については、できる限り漏れなく網羅しておくことも重要と考えます。また、将来都市像実現のためには、どれも有用な取組と考えております。</p>
7	<p>まちに活力を蘇らせるには、働く場所（工業・農業・観光再開発）があって、潤い（文教・自然環境改善）のある場所があり、安全（防災整備）なまちづくりが望まれ、それぞれの核となる計画を進めることだと考える。</p>	<p>本市では、鹿嶋市総合計画や、鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また各種個別計画のもと、雇用の創出や観光振興、自然環境の保全、災害対策などに取り組んでおります。個別の取組につきましては、今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
8	<p>内部人材育成のため、まちづくり市民センターを核に、中央図書館や鹿島高校などを包括する文教地区を設定してはどうか。</p>	<p>人材の育成は市としても重要な課題と考えております。</p> <p>ご意見の内容が、都市計画法に基づく文教地区としますと、学校等の教育文化施設に係る良好な環境の保護や住宅地の良好な文教的環境の保護を図るため、これらに支障を及ぼす建築物に係る用途制限を強化する地区となります。まちづくり市民センター周辺は市内外から人々が交流するおもてなし交流エリアに設定していることもあり、建築物の用途制限にあたっては十分な検討が必要と考えます。</p> <p>本市においては、まちづくり市民センターはじめ、各地区に設置している公民館を核として市民主体のまちづくりや地域活動を市全体で推進しています。各地区においては各種団体が活発に活動をしており、市民と行政が共創して豊かな暮らしの実現に向け、情報の収集や発信、学習機会の提供、市民参加活動への支援など連携して取り組んでいるところです。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		<p>地域資源などを有効に活用できる人材の養成は、今後、発展し続ける都市づくりを目指すにあたっては、必要不可欠であると考えております。内部の人材養成に限らず、外部の幅広い人材の活用が図れるよう、地域づくりを担う人材の養成に努めてまいります。</p>
9	<p>新神宮橋 4 車線化に伴う交通事情予測や中心市街地に与える影響については検討しているか？</p>	<p>4 車線化後の交通事情の予測と周辺環境への影響について、本市内の国道 51 号及び 124 号を始めとする幹線道路や主要な交差点においては、朝夕のラッシュ時は当然のこと、特に J リーグ開催時における交通渋滞が著しく、市民の日常生活の安全・安心、さらには地域の産業活動にも大きな影響を及ぼしております。完成に伴い、これらが少なくとも解消されるとともに、交差する県道及び鹿嶋市道においても、同様に解消が見込まれ、幹線道路ネットワークの形成による民間投資の拡大や雇用の促進、地域経済の好循環の醸成など、多くの効果が期待されます。また、東日本大震災の教訓として、大規模災害時における避難手段や防災機能強化の視点からも幹線道路の整備は重要と考えております。</p> <p>幹線道路完成後の旧市街地等における賑わい等への影響については、検証は行っておりませんが、市街地については、中心市街地活性化基本計画に沿った整備や賑わいの創出など面的なまちづくりを行うことにより、にぎわいづくりを進めて参りたいと考えております。</p>
10	<p>大船津地区の観光拠点化のため、一之鳥居の周辺に観光バスが駐車できる駐車場を整備してはどうか。</p>	<p>本市の恵まれた観光資源を有効的に活用した観光事業は、まちに人と賑わいを取り戻す上で重要な施策であると認識しております。ご意見にありますとおり、特に市内の観光地において駐車場が不足しているところにつきましては、効率的かつ効果的に駐車場の整備を進める必要があります。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		整備に当たっては、市街地を訪れる人々の安全の確保にも繋がるのみならず、まちの魅力の向上などの効果が見込めるものと考えておりますので、観光バスの駐車動向や利用実態を調査し、地区の現況や特性を踏まえながら、利用しやすい駐車場の確保に向けて、検討してまいります。
11	東関東自動車道潮来・銚田間の開通による影響や効果の検証は行っているか。また、「道の駅構想」については検討しているか。	道の駅構想は、東日本大震災等の影響もあり、中止しております。よって、東関東自動車道の潮来・銚田間開通の影響や効果の検討は行っておりませんが、計画（案）P.98に記載しているとおり、産業及び人々の交流を支える広域的な道路・交通ネットワークの構築を目的とした新たな都市間連携道路の整備として、東関東自動車道潮来 IC から鹿島港北公共埠頭への接続に向け、関係機関に働きかけを行ってまいります。
12	計画（案）P.3 「計画の構成」という項目について、全体の構成が把握でき読み進めやすい。	有難うございます。引き続き市民の皆様に分かりやすい計画づくりに心がけてまいります。
13	計画（案）P.8～ 全体的にデータを駆使しており、特に本市の現況についてはデータが多くわかりやすい。	有難うございます。引き続き市民の皆様に分かりやすい計画づくりに心がけてまいります。
14	計画（案）P.8 「人口の推移及び将来予測」の文章をもう少し整えられないか。	本文を修正します。
15	計画（案）P.8 「年少人口」と「老年人口」の「人口」を省いたらいかがか。	統計上の用語のため、このままとします。
16	計画（案）P.8 「老年人口」は法定または定着用語か。「高齢人口」という言い方はしないのか。	「老年人口」は、総務省統計局で用いている用語です。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
17	<p>計画（案）P.8</p> <p>「図：人口総数の推移・推計」について、なぜ、推計人口に対して目標人口が下回っているのか。</p>	<p>図を分かりやすく修正します。</p>
18	<p>計画（案）P.9他</p> <p>各項目に記載のある「都市づくりの視点・考察」については、今後の目指すべき方向が記載されており興味深いですが、総花的な印象を受ける。</p>	<p>都市計画マスタープランは、本市の様々な分野の個別計画と連携・整合を図りつつ将来都市を構想するという性質上、ご指摘のとおり総花的と映ってしまうかもしれません。しかし、本計画のように中・長期的な将来を見据えた「都市づくりの基本的な方針」を定める計画では、将来の都市づくりの方向性を示すという意味でも、必要な事項については、できる限り漏れなく網羅しておくことも重要と考えます。また、将来都市像実現のためには、どれも有用な取組と考えております。</p>
19	<p>計画（案）P.14</p> <p>「図 用途地域の割合」にある一低、二中高などの略語は何か。</p>	<p>用語集に用途地域の内容を追記します。</p>
20	<p>計画（案）P.14</p> <p>「図 市街化区域内における低未利用地の推移」にある「その他」とは何か。</p>	<p>図中の縦軸の名称「その他空地・駐車場用地面積(ha)」を修正します。</p>
21	<p>計画（案）P.14</p> <p>「屋外利用地等」とは何か。</p>	<p>都市計画基礎調査の土地利用区分において、屋外駐車場や資材置場などの土地を指します。</p>
22	<p>計画（案）P.17</p> <p>都市計画道路名の頭についている数字の意味は何か。</p>	<p>都市計画道路には、3つの数字からなる番号が付されています。最初の数字は自動車専用道路や区画街路といった道路の「区分」で、3は「幹線街路」を表します。2番目の数字は道路幅員による「規模」を表します。最後の数字は都市計画区域ごとの一連番号となっています。</p>
23	<p>計画（案）P.19</p> <p>タクシー初乗り料金補助制度とデマンド型乗合いタクシーの費用対効果の検証はしているか。</p>	<p>デマンド型乗合いタクシーの導入前である平成29年度の鹿嶋市地域公共交通活性化協議会において、タクシー初乗り料金制度との費用対効果の比較、検討を行っております。</p> <p>協議を重ねた結果、デマンド型乗合いタクシ</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		一の方が将来的に持続可能性のある事業であるとの結論に至り、導入しております。
24	計画（案）P. 20 図下「※」の「各市町村に住む 15 歳以上自宅外就業者・通学者」の意味が分かりにくい。	文言を修正します。
25	計画（案）P. 23 関連 鹿島港外港地区国際物流ターミナル事業は現在どうなっているのか。	鹿島港外港地区国際物流ターミナル整備事業は、国土交通省によって昭和 56 年度～令和 10 年度の整備期間において進められている事業であり、海外の港との間で直接貨物を取り扱うことのできるターミナルを整備するものとなっております。事業の概要としましては、岸壁、防波堤、航路・泊地、護岸、道路及び埠頭用地の整備であり、今年度より海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の指定を受け、新たな岸壁が令和 5 年度までの整備期間で進められることとなっております。
26	計画（案）P. 25 「財政力指数」とは何か。	「用語の解説」に説明を追加します。
27	計画（案）P. 25 財政力指数について、鹿嶋市が H23 まで 1.00 を上回っていた理由は何か。	鹿島臨海工業地帯を有する本市は、これによる法人税等の恩恵により高水準の財政力を維持していたことで、財政力指数 1.00 を上回っておりました。しかし、世界同時不況の影響により平成 21, 22 年度と大幅に法人税などの市税収入が減少したことから、平成 23 年度から普通交付税の交付団体となり、平成 24 年度には財政力指数が 1.00 を下回りました。また、東日本大震災後、復興特区における企業の新たな設備投資について固定資産税の減免を行っており、市税収入が減少している影響で、景気回復後も財政力指数は 1.00 を下回っている状況です。
28	計画（案）P. 26 「都市づくりの視点・考察」の文章が分かりにくい。	本文を修正します。

	意見の概要	意見に対する市の考え方
29	<p><u>計画（案）P. 26</u>            公共施設の方向性について言及しているが、高齢化の進行に伴う民生費について記述がないのでは。</p>	<p>高齢化と民生費との関係については、前ページ(本計画（案）P. 25)の1行目に記載しています。</p>
30	<p><u>計画（案）P. 27</u>            「市街地開発事業状況図」について、市全域でなく、南側の市街化区域だけの拡大図とした方が見やすいのではないか。</p>	<p>市全域を図示することで、市内のどの辺りで多く事業が実施されているかご理解いただくために記載しております。</p>
31	<p><u>計画（案）P. 35</u>            「地域制緑地」とは何か。</p>	<p>「用語の解説」に説明を追加します。</p>
32	<p><u>計画（案）P. 40</u>            「1 コンパクト・プラス・ネットワークへの都市構造転換」に共感する。</p>	<p>有難うございます。本計画（案）に沿って都市づくりを進めてまいりたいと思います。</p>
33	<p><u>計画（案）P. 44</u>            「鹿鳴らしさ」が発揮できれば素晴らしいことだと思う。</p>	<p>有難うございます。本計画（案）に沿って都市づくりを進めてまいりたいと思います。</p>
34	<p><u>計画（案）P. 46</u>            「基本目標」の1から4のすべてに賛同する。</p>	<p>有難うございます。本計画（案）に沿って都市づくりを進めてまいりたいと思います。</p>
35	<p><u>計画（案）P. 55</u>            ここ数年、乱開発が進んでいるように感じるが、コンパクト・プラス・ネットワークへの都市構造転換に基づいた都市化とみているのか。計画（案）P. 55 に記載のある「豊かな自然環境を守り・生かす都市構造」との整合性はあるのか。</p>	<p>開発行為に関しましては、区域区分に応じて制限が異なりますが、特に市街化調整区域においては、都市計画法や市条例などにに基づき、適正に運用を進めております。</p> <p>なお、本計画（案）P. 132～135にも記載しておりますが、今後はコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換を見据え、区域指定制度の指定エリアや開発許可要件の見直しの必要性を検討してまいります。</p>
36	<p><u>計画（案）P. 58</u>            「神宮北宮中地区」とは何か。</p>	<p>鹿嶋市大字宮中の一部で、鹿島臨海都市計画において「神宮北宮中地区地区計画」を定めています。</p>
37	<p><u>計画（案）P. 59</u>            「海洋再生可能エネルギー電設備等拠点港湾(基地港湾)」とは何か。</p>	<p>「用語の解説」に説明を追加します。</p>



	意見の概要	意見に対する市の考え方
38	<p><u>計画（案）P. 59</u></p> <p>「市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持するため、特別用途地区の指定に基づき、大規模集客施設の立地制限を維持します」とあるが、その理由が理解できない。</p>	<p>本市においては、人口減少社会・少子高齢化の進行を迎え、効率的な行政運営や集約型都市構造の実現を図るうえで、空洞化する中心市街地の再生が大きな課題となっています。この現状を踏まえ、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上に取り組むとともに、市内の準工業地域において、特別用途地区の指定に基づき、中心市街地への影響が大きい大規模集客施設の立地制限をすることで、中心市街地の活性化を図り、市全体として均衡のとれた都市構造と適正な土地利用を維持したいと考えております。</p>
39	<p><u>計画（案）P. 59</u></p> <p>「親水空間の創出」を期待する。</p>	<p>ご意見につきましては、商工及び観光振興の部局や港湾関係機関等との連携のもと、検討してまいります。</p>
40	<p><u>計画（案）P. 62</u></p> <p>「道路は、～を進めます」と、主語と述語が繋がっていないように読めるため再考してはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
41	<p><u>計画（案）P. 62</u></p> <p>「基本的な考え方」の文中に「学生」とあるが、中高生は「生徒」とするのが正しいのではないか。</p>	<p>ここでの記述は、子どもから高齢者まであらゆる世代の方々を想定したものであり、中高生を対象を限定したものではありません。誤解を招く表現を避けるため、本文を修正します。</p>
42	<p><u>計画（案）P. 63</u></p> <p>「働きかけます」と「働きかけを行います」とを分けて記述した理由はあるのか。</p>	<p>本文を「働きかけます」に修正します。</p>
43	<p><u>計画（案）P. 64</u></p> <p>市民の日常生活における自転車の利活用についても計画に記載してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、日常での自転車利用についても当然、考慮していく必要があると考えます。なお本計画（案）では、日常生活だけでなくツーリングによる観光交流や市民のレクリエーション・健康増進も含めた総合的な取組を意識していることから、「②魅力的な道路空間の形成方針」に入れることとしました。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
44	<p><u>計画（案）P. 66</u></p> <p>公共交通の方針について、人口減少へと加速している状況下で、事業者に対して路線新設・増便や速達性向上を求めることは、非現実的ではないか。</p>	<p>人口減少社会が加速する中でも、高齢化社会の進行とともに公共交通の需要は大きくなっていくと考えられます。それらの需要への対応や利便性向上については、都市計画における土地利用の規制・誘導と合わせて、公共交通の路線新設や増便についても交通事業者と共に検討していく必要があると考えております。</p>
45	<p><u>計画（案）P. 67</u></p> <p>人口減少や少子高齢化が進行していく中で、コミュニティバスの効率的な運行に加え、シニアカーなどの自動車の利用促進とその安全確保に努めるのがいいのではないか。</p>	<p>人口減少社会が加速する中でも、高齢化社会の進行とともに公共交通の需要は大きくなっていくと考えられます。それらの需要への対応や利便性向上については、都市計画における土地利用の規制・誘導と合わせた、公共交通の路線新設や増便についても交通事業者と共に検討していく必要があると考えております。</p> <p>また、公共交通の機能補完のため、自転車などの利用が促進されるよう、市民への意識づけに取り組むとともに道路の整備に努めてまいります。</p>
46	<p><u>計画（案）P. 69</u></p> <p>住宅困窮者のために市営住宅は欠かせないと思うが、併せて空き家対策の一環として、空き家を住宅困窮者の生活に供する策はないのか。</p>	<p>高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅困窮者のため、住宅セーフティネットの根幹である市営住宅については、今後も適切な維持・管理が必要と考えております。また、今後、高齢化等も踏まえ住宅困窮者の増加が見込まれることから、国の方でも空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度を平成29年10月から始めています。</p> <p>本市におきましても、空き家が増加しておりますので、住宅セーフティネットとして空き家も含めた民間賃貸住宅の活用の検討を行ってまいりたいと考えております。</p>
47	<p><u>計画（案）P. 70</u></p> <p>上水道に関する方針内の2つ目の文章がおかしいのではないか。</p>	<p>本文を修正します。</p>
48	<p><u>計画（案）P. 70</u></p> <p>下水道に関する方針内の生活排水に</p>	<p>本文を修正します。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	関する方針，2つ目の文章がおかしいのではないか。	
49	<u>計画（案）P. 70</u> 下水道に関する方針内の雨水排水に関する方針，3つ目の文章がおかしいのではないか。	本文を修正します。
50	<u>計画（案）P. 71</u> 総合福祉センターについては，老朽化に加えて内部の使い勝手がよくないように思われる。長期計画で大規模改修できないか。また，基金の設置や募金等を検討できないか。	総合福祉センターを含め，多くの公共施設については，人口増加や行政需要の拡大などを背景に，昭和40年代～50年代に整備されています。これらの公共施設は，経年劣化や耐震性能不足等がみられ，今後，維持管理していくうえで，大きな財政負担が生じることが予想されることから，平成27年に「鹿嶋市公共施設等総合管理計画」を策定しております。この計画に沿って，順次改修等を行っていきます。
51	<u>計画（案）P. 71</u> 「環境負荷の低減に関する方針」内の1つ目の文章がおかしいのではないか。	本文を修正します。
52	<u>計画（案）P. 71</u> 「環境負荷の低減に関する方針」に外郭団体などを含む市有車両について，低公害者（電気自動車や水素燃料車など）を積極的に導入することを記載できないか。	ご意見を踏まえて追加します。
53	<u>計画（案）P. 73 関連</u> はまなす公園の再開発が必要と考える。（具体的には，歴史資料館や美術館をこども館として改装，園内にある様々な史跡の保存など）	計画（案）でも，全体構想／自然的環境公園の方針（本計画（案）P. 73）において，大野潮騒はまなす公園は本市の郷土資料や芸術の展示，また自然とのふれあいや学習，レクリエーションの場として，計画に基づき施設の改修・整備を進めて行くこととされております。また，今年度より施設のリニューアル計画作成に向けた協議を始めており，今後この計画に基づき施設の改修整備を進めてまいります。
54	<u>計画（案）P. 73</u>	小山不動地区は「自然環境保全地域」として

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	小山不動地区と唐臼地区は初耳だ。多くの市民にとって周知の地区なのか。	指定された地区の名称，同じく唐臼地区も「緑地保全地域」として指定された地区の名称となります。
55	<u>計画（案）P. 73</u> 緑地の利活用の方針について，大規模なオートキャンプ場を設けられないか。用地確保に協力するなどを条件に，民間事業者を募ってはどうか。	ご意見につきましては，今後，新たな公園・緑地等の整備や，既存公園などのリニューアルを検討する際，また民間事業者等からの問い合わせがあった際の参考にさせていただきます。
56	<u>計画（案）P. 73, 76, 112</u> 神野向地区の神野向遺跡の観光資源化をするために，歴史文化拠点に位置づけし，遺跡の保存と同時に，道路や駐車場を整備し一般市民に開放してはどうか。	神野向遺跡は，史跡鹿島神宮境内附郡家跡の一つであり，現在史跡整備を進めています。平成 26 年度に史跡整備基本構想，平成 30 年度に史跡保存活用計画を策定し，令和 2 年度に史跡整備基本計画を策定する予定です。その後は，市民と一緒にワークショップ等を開催し，史跡の理解を深めてもらい，見学路等の簡易的な整備を進めていきます。 また，遺跡の公開については，現在調査を進めている成果をもとにどのような形で紹介していくべきか検討し，市内外をはじめ県外の観光客にも広く知ってもらえるような整備を進めてまいります。
57	<u>計画（案）P. 74</u> 山之上地区については，豊富な自然環境があり，それらが耕作放棄地となり荒れ放題になる前に，市民や首都圏からの子どもの体験学習の場などとして活用できないか。	耕作放棄地の問題については，山之上地区に限らず市全体にわたる問題であると認識しております。 全体構想の分野別方針，自然的環境の農地の方針で次のように耕作放棄地に対する方針を示しております。（本計画（案）P. 74） ・耕作放棄地は農地が本来有する多面的機能を確保できるように市民団体などと協力し，農地としての再生を図ります。 ・農地や耕作放棄地については，大型農業機械を導入するための集約化の促進や交流人口拡大のための農業公園や交流型他県農場の整備・活用の検討に取り組みます。
58	<u>計画（案）P. 74</u>	本計画（案）P. 74 にも，水辺の利活用の方針

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	大船津地区について、本年度よりスタートした水郷四都（鹿嶋，香取，神栖，潮来）による「東国三社観光推進事業」がスタートしており，観光船が発着できる栈橋の設置が必要と考えます	として以下のとおり記載しています。 ・北浦湖畔沿いについては，交流人口拡大のため，関係機関と調整を図りながら，サイクリングロードや水辺空間を生かした交流の場の形成を検討します。 ご意見につきましては，具体的な整備を検討していくにあたり，参考にさせていただきます。
59	<u>計画（案）P. 74</u> 農地の利活用の方針について，文章がおかしいのではないか。	本文を修正します。
60	<u>計画（案）P. 74</u> 耕作放棄地については，農業公園や交流型体験農場の整備・活用だけでなく，民間ノウハウの導入などによる多様な活用法を検討してはどうか。	耕作放棄地の活用等につきましては，引き続き農政部局や農業委員会との連携のもと，各種事業に取り組んでまいります。ご意見につきましては，具体の事業を進める際の参考にさせていただきます。
61	<u>計画（案）P. 75</u> 市民との共創による緑化等の方針に関して，個人単位で行うのは難しいため，有志高齢者を募集し，ジャンパーの貸与や茶菓子代の給付などを行い，海岸や公園の維持・管理を行うことはできないか。	ご意見につきましては，今後の植栽等の維持・管理に際して，参考にさせていただきます。
62	<u>計画（案）P. 78</u> 産業ゾーンにおける景観形成の方針について，製鐵所をはじめとする工業地域の夜間光景はすばらしく，神栖市と共同でナイトクルージングなど企画実施できないか。	ご意見につきましては，商工及び観光振興の部局や港湾関係機関等との連携のもと，地域の見どころづくりなど具体の事業を検討する際に，参考にさせていただきます。
63	<u>計画（案）P. 78</u> 山之上地区については，古道や谷津田などの素晴らしい景観があるが，これらを守るため，自然景観保存地区に指定し開発を制限すべきと思う。	ご指摘を踏まえ，本文を修正します。
64	<u>計画（案）P. 81</u>	サッカースタジアム付近の大規模な防災公

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	防災・減災空間の形成方針に関連して、以前サッカースタジアム付近に大規模な防災公園の計画があったと思うが、その計画はどうなったのか。	園の計画を定めていた「明石周辺地区都市再生整備計画」については、平成25年に策定、平成26年3月の第1回市議会定例会に本事業に係る予算案を上程しましたが、本事業の必要性が改めて議論され、予算案が議員提案により削除となっております。対応策として、既存施設の防災機能強化を図ることで方針決定しております。
65	計画(案)全般 「充分」と「十分」が使われているが意図的に使い分けているのか。	本文を修正します。
66	計画(案) P.96 「修景厚生港区」とは何か。	「用語の解説」に説明を追加します。
67	計画(案) P96 欄外に記載のある「取組方針図」とは何のことか。また、そこへの記載の有無は何を意味するのか。	取組方針図は、本計画(案) P.99, P.113, P.125にある各地域の主な取組を示した方針図です。本文で記載した取組方針のうち、図中に具体的な場所として示すことのできるものは「◆(記載)」, 特定の場所に限定出来ないもの、対象箇所が多く図示することが適切でないものは「◇(記載なし)」としています。
68	計画(案) P.96～ 南部地域の整備促進はぜひとも行ってほしい。	関係機関への働きかけも含め、市としても整備を促進していきたいと考えております。
69	計画(案) P.100 人口の割合について、グラフから読み取ると「7割」になるのではないか。	本文を修正します。
70	計画(案) P.109 平井東部地区の区画整理事業地について、住宅用地の売れ行きが悪いのは、周辺のサービス商業施設等が少ないことも要因ではないか。	鹿嶋市平井東部土地区画整理事業地内においては、市としても周辺に生活に必要なサービス施設等の誘致を図っていきたいと考えております。
71	計画(案) P.112 林城址については、貴重な城跡が残っていることから、周辺の瑞雲寺法宝堂(荒れ寺)と合わせて、自然・歴史環	林城跡については、大野村時代に一部指定史跡に登録し、現在は林城保存協力隊のもと史跡内の見学が出来るように草刈り等を行っています。また、林城址周辺については、鹿島ハイ

	意見の概要	意見に対する市の考え方
	境の保全と、公園化を検討してもらいたい。	<p>ツを含むエリアを沼尾・林地区地区計画（H30.12.19 決定）と定めており、この計画に基づき市指定史跡林城址への地区計画内施設利用者の動線の整備等を行うことによって、鹿島ハイツが広域スポーツレジャー拠点としてだけでなく、史跡に触れることのできる場や交流の場として親しまれることも目標の一つとして計画されております。開発にあたっては、林城跡は文化財保全区域として保存し、将来的には説明看板等を増やし見学者が利用しやすい整備を行っていきます。</p> <p>また、瑞雲寺法宝堂周辺の公園化でございますが、この法宝堂周辺は優良農地（畑）が広がっており、農地法により食料供給の基盤である優良農地を保全する目的のため、農地以外の転用が難しいものと考えております。しかし、ご意見の内容を当該史跡の管理者である教育委員会と情報共有を図り、保全して参ります。</p>
72	<p><u>計画（案）P.112</u></p> <p>本計画で鹿島ハイツスポーツプラザ周辺がにぎわい拠点に位置付けられているが、周辺をさらに林地区まで区域を拡充し、整備を進めれば、将来市民だけでなく市外や海外からの人も呼び込む一大観光資源として生かされるのではないかと。</p>	<p>鹿島ハイツスポーツプラザの北側農地についても同様に優良農地であり、農地の転用が難しいところではありますが、現在事業者である農業法人によって農地利用を担保しつつ、様々な土地利用が計画されております。</p>
73	<p><u>計画（案）P.112</u></p> <p>整備予定の都市公園として、「(仮称)神野向歴史公園」が掲げられているが、子どもたちの学習の場や市街からの誘客施設にもなると思うため、他の公園に先駆けて整備を検討してほしい。</p>	<p>神野向遺跡は、史跡鹿島神宮境内附郡家跡の一つであり、現在史跡整備を進めています。平成26年度に史跡整備基本構想、平成30年度に史跡保存活用計画を策定し、令和2年度に史跡整備基本計画を策定する予定です。その後は、市民と一緒にワークショップ等を開催し、史跡の理解を深めてもらい、見学路等の簡易的な整備を進めていきます。</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		また、遺跡の公開については、現在調査を進めている成果をもとにどのような形で紹介していくべきか検討し、市外、県外の観光客にも広く知ってもらえるような整備を進めてまいります。
74	計画（案）P.113 一之鳥居のある大船津から二之鳥居の鹿島神宮までは、鹿嶋の歴史的建造物、史跡、伝え話など多く、鹿嶋を理解する上で重要な地区であるため、大船津まで歴史文化拠点を拡充してはどうか。	大船津周辺につきましても、歴史的建造物が多い地域で重要な場所であると認識はしておりますが、まずは、鹿島神宮周辺における歴史・文化拠点の維持・形成に取り組んでいきたいと考えております。今後、具体的に事業を進めて行く中で、拠点の拡大が必要となった際には、教育委員会や観光部局とも連携しながら見直し、検討を進めて参りたいと考えております。
75	計画（案）P.114 人口に関する記述で「近年も増加傾向にあります」という表記に疑問を感じるが、近年というのはいつの時期をいうのか。	グラフに示すとおり、平成17年以降は増加傾向にあります。
76	計画（案）P.114 「平成27年をピークに減少が見込まれています」という記述は、平成27年から5年も経過している現在の記述として、おかしいのではないか。	人口推計の値は、5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づいて国立社会保障・人口問題研究所で行った推計結果を基にしています。本年10月に国勢調査を実施しましたが、集計結果の公表及び将来人口推計の実施はこれから先になるため、現時点の最新データは、平成27年となります。
77	計画（案）P.115、116 北部地域の現況・特性の記述の中に、「質の高い居住環境の形成に取り組みます」とあるが、下水道もないのに「質の高い居住環境」はありうるのか。	本市における生活排水につきましては、茨城県が策定している「生活排水ベストプラン」に基づき、地域の特性に応じた污水处理施設（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）を選定し、整備を進めています。 北部地域につきましては、本計画（案）P.116にも記載があるとおり、中地区において農業集落排水施設が整備されています（農業集落排水については用語集を参照）。その他の地区においては、単独浄化槽と比べてより周辺環境に配



	意見の概要	意見に対する市の考え方
		<p>慮した処理機能を有する合併浄化槽への付け替えを促進することで、良好な居住環境の形成に取り組んでまいります。</p>
78	<p><u>計画（案）P.116</u> 北部地域の現況・特性で「公共下水道の計画はない」とあるが、下水道以外の「生活排水施設」が整備されているということか。</p>	<p>本市における生活排水につきましては、茨城県が策定している「生活排水ベストプラン」に基づき、地域の特性に応じた汚水処理施設（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）を選定し、整備を進めています。</p> <p>北部地域につきましては、本計画（案）P.116にも記載があるとおおり、中地区において農業集落排水施設が整備されています（農業集落排水については用語集を参照）。その他の地区においては、単独浄化槽と比べてより周辺環境に配慮した処理機能を有する合併浄化槽への付け替えを促進することで、良好な居住環境の形成に取り組んでまいります。</p>
79	<p><u>計画（案）P.120～</u> 北部地域の地域づくりの方針について、北部地域の暮らしの継続を前提とした記述となっているが、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換」の考えと整合性がとれるのか。</p>	<p>コンパクト・プラス・ネットワークへの都市構造の転換とは、将来にわたり安心して暮らし続けられるまちづくりのための手段の一つです。そのためには、市街地内の拠点機能を向上させ利便性を高めることで、市街地の人口密度を上げていくことが重要となりますが、その一方で、郊外の集落地等においても農業従事者などが安心して暮らし続けられる生活環境を維持していくことが同様に必要であると考えます。</p> <p>ご指摘のあった北部地域は、全域が市街化調整区域であることから、市街化区域内と同様の利便性の高い拠点をつくることはできませんが、鹿島大野駅をはじめとする大野3駅周辺において生活サービス機能を確保していくことで、地域の方々が安心して暮らし続けられる環境を維持していきたいと考えております。以上の理由から、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造とは整合性が確保されていると</p>

	意見の概要	意見に対する市の考え方
		考えます。
80	<p><u>計画（案）P. 122</u></p> <p>田園・集落地に記載のある下段の記述が重要と思われるため、「検討します」の前に「積極的に」をつけてもよいように思う。ただし、様々な機会を捉えて今から住民への周知徹底を図るべきではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、今後の人口減少への対応を見据え、区域指定制度の指定エリアの縮小に向けた検討が必要になります。なお現時点では、こうした問題について、まずは市民の方々への周知を進め、問題に対する理解を深めていただく段階であると考えます。そのため、本文の記述については、このままとすることが妥当と考えます。</p>
81	<p><u>計画（案）P. 128</u></p> <p>「共創」の都市づくりについては支持できるが、そのためには、市民や民間企業を取り込むには市の魅力をどのように発信していくかも重要な要素であり、腰を据えた取組みが期待される。</p>	<p>有難うございます。ご指摘を踏まえ、共創の都市づくりを進めてまいります。</p>
82	<p><u>計画（案）P. 129</u></p> <p>P. 122 の記載に併せて「検討する」に改めてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文章を修正します。</p>
83	<p><u>計画（案）P. 134</u></p> <p>「長期的な取組み方針」の記載の中で、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を計画的に構築するため」と掲げながら、「大野3駅周辺地区における市街化区域編入の検討」というのは、論理矛盾があるのではないか。</p>	<p>本市におけるコンパクト・プラス・ネットワークは、本計画（案）P. 13 下図にお示ししているとおり、市役所・大野出張所、鉄道駅周辺の居住地を拠点とし、それを公共交通で繋ぐ都市構造をイメージしております。コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を推進していく中で、大野3駅周辺地区に人口が集約され、市街化の基準（40 人/ha）が満たされた際には、市街化区域への編入を検討してまいります。</p>
84	<p><u>計画（案）P. 138～</u></p> <p>資料集について、「用語の解説」を資料集とするのはどうなのか。</p>	<p>資料集につきましては、「用語の解説」に加え、今後「策定の経緯」など他の情報も追加することを想定しております。</p>